

定款および細則の一部改正案

—1993年度総会提案議題—

日本気象学会第27期理事会

1993年5月18日

趣 旨

学会運営の円滑と安定を計るために、役員選任の方法を見直し、これまでの選挙を基礎にしつつ、推薦による役員候補の選出の方法を新たに取り入れ、役員を選任は総会において確定する。併せて、理事定数20～27名に関して、選挙区およびその役員選出の定数配分を見直す。これらの目的で、関連する定款および細則の一部を次のように改正する。

なお、定款改正の関連条項は第14条と第19条で、細則は第7条である。ただし、細則については、本改正に伴い、整合性のために第3章の表題を改め、第6条と第7条の順序を入れ替える。即ち、改正する第7条は新第6条とし、第6条は新第7条とする。

<現行>

定款

第14条 理事および監事は、次に定めるところに従い、通常会員のうちから通常会員の無記名投票によって選挙する。

1. 理事は、細則に定める地区毎の定数を全国の通常会員が選挙する
2. 理事長は、理事会において、理事のうちから選任する
3. 常任理事は理事会において理事のうちから選任する
4. 監事は通常会員の互選で定める

第19条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

役員に欠員を生じたときは、細則で定める次点者をもって補い、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう

細則

第3章 役員選挙ならびに解任

第6条 選挙に際しては、その都度選挙管理委員会をおく。以下、省略。

第7条 理事および監事の選挙は次の方法による。

1. 各地区の理事の定数は、各地区の会員数に応じ、次のとおりとする。ただし関東地区については、この法人の事務の円滑な運営をはかるための定数を次のとおり加算する

北海道地区（北海道）	2名
東北地区（宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、福島県）	2名
関東地区（東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、埼玉県、群馬県、栃木県、新潟県、山梨県）	8名 加算分5名
中部地区（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県、長野県）	2名
関西地区（大阪府、京都府、滋賀県、和歌山県、奈良県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県）	4名
九州地区（山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）	3名
沖縄地区（沖縄県）	1名

2. 監事は通常会員の中から2名互選される。
3. 通常会員は、理事および監事に立候補することができる。

4. 他の通常会員によって書面により理事および監事に推薦され、かつそれを承認した通常会員は推薦候補となることができる。
5. 理事および監事は、立候補および推薦候補者以外の通常会員からも選挙される。
6. 理事および監事選挙は、それぞれ種類別に連記する無記名文書投票とする。
7. 同一の被選挙通常会員の得票数が有権者総数の10分の1に満たない時は、その被選挙通常会員は役員に就任することができない。
8. 得票者の順序は、被選挙通常会員のうち得票数の多いものを上位とし、同数の者がある場合は年少者を上位とする。
9. 次点者は第7条第7項の条件を満たし、同条第1項の定員外の者とし、その順位は同条第8項に準ずる。

<改正案>

(定款) 第14条 役員は、通常会員の中から、次の方法によって選任する。

1. 理事および監事は、別に定めるところにより総会で選任する。
2. 理事長は、理事会において理事のうちから選任する。
3. 常任理事は、理事会において理事のうちから選任する。
4. 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(定款) 第19条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、なおその職務を行なう。

(細則) 第6条 定款第14条における役員の選任は、次に定める方法による。

1. 以下の地区（全国区を含む）において、それぞれの定数の理事候補者を通常会員による選挙で立候補者の中から選出する。

北海道地区	2名
東北地区	2名
関東地区	2名
中部地区	2名
関西地区	2名
九州地区	2名
沖縄地区	1名
および	
全国区	9名
	合計22名

ただし、各地区に属する都道府県は次のように定める。全国区は全地区を包含する地区とする。

北海道地区（北海道）

東北地区（青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島）

関東地区（新潟、群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨）

中部地区（長野、静岡、愛知、岐阜、三重、福井、富山、石川）

関西地区（滋賀、京都、大阪、和歌山、奈良、兵庫、岡山、鳥取、島根、広島、香川、愛媛、徳島、高知）

九州地区（山口、福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島）

沖縄地区（沖縄）

2. 監事候補者については、全国区において、2名を通常会員による選挙で立候補者の中から選出する。
3. 理事候補選出の選挙に立候補する者は、その者が所属する地区または全国区の何れかの地区から立候補する。
4. 選挙は、無記名の文書投票によって行う。

5. 理事立候補者に対する投票は、投票者が所属する地区および全国区の2地区について行う。
6. 立候補者の得票数が、その地区における有権者総数の10分の1に満たない場合、その者は役員候補者にならない。
7. 当選者および次点者の順位は、地区ごとに得票数の多い者を上位として定める。
8. 理事長は、理事および監事立候補者の当選者を選挙後の最初の総会に次期役員として提案する。
9. 理事候補の当選者は、合意に基づき、選挙後の最初の総会までに、当選者との合計が最大定数を越えない範囲で、役員候補者を理事長に推薦することができる。理事長は、その者を総会に次期役員として推薦する。
10. 前項において、当選者が推薦できる理事候補者の数は、理事の最大定数の3分の1を越えてはならない。
11. 役員に欠員が生じた場合、選挙における次点者を後任役員候補者とする。前任者の選出地区に次点者がいない場合、理事会の議を経て、理事長は前任者の選出地区から後任役員の候補者を推薦することができる。候補者となった者は、総会で選任されるまでの間、役員に準じて職務を行うことができる。後任役員の任期は前任者の残任期間とする。
12. 第9項および第11項において、連続する2期を越えて同じ者を役員候補に推薦してはならない。

(細則における条項の表題および順序の改正)

- | | | | |
|---------|-----|----|-----------|
| < 現 行 > | 第3章 | 役員 | の選挙ならびに解任 |
| < 改正後 > | 第3章 | 役員 | の選出ならびに解任 |
| < 現 行 > | 第6条 | | |
| < 改正後 > | 第7条 | | |
-